

天保・弘化期における加賀藩

財政と藩債返済仕法の構造

田 畑 勉

はじめに

加賀藩の藩債は、天明五年に銀一十一万貫余・金一八万兩余・米三四万石におよんだ。⁽¹⁾そこで、加賀藩では寛政期から、過大に累積した藩債の本格的な返済にとりくみ、文政三年までにようやく藩債を銀八万貫余に減少することができた。⁽²⁾

しかし、藩債の返済には、家臣団からの借知米は勿論であるが、藩が脆弱な小農民の安定的再生産維持のために投与していた支出来の大部分を流用してあてねばならなかった。⁽³⁾この結果、藩領内では広範な小農民経営の貧窮・零落をまねき、ついには天保二・四・七・八年と連続した大凶作が大飢饉を慢延させることになった。⁽⁴⁾

こうして起きた農村荒廃現象は藩政に少なくとも次のような問題を投げかけたと見られる。それは第一に農民闘争

の激化を誘発して社会的動揺を高めたばかりでなく、第二に藩の貢租徴収量を減退させ、藩財政収納部門の縮小をきたすことになった。⁽⁵⁾例えば、天保四年の貢租収納米高は一七万二七九三石にすぎず、寛政・享和期や化政・天保初期の平均的な貢租収納米高二三万石とくらべてみると、いかに大巾な減少であったかを知ることができよう。天保五年九月に「自他御借財段々相嵩、最早御手繰離出来場三至り可申」といわれたように、藩は財政収納規模の維持を新たな借財に求めていたので、再び藩債の累増をまねき、藩財政の窮迫に拍車をかけることになった。⁽⁶⁾

この二つの事態の進行に対処するため、天保八年、加賀藩は天保改革を開始した。⁽⁷⁾すなわち、改革は小農民経営の確定⁽⁸⁾、農村復興を基底にすえて、社会的動揺の鎮静と貢租取納の拡充⁽⁹⁾、藩財政の安定をはかり、かくて藩体制危機の深化を阻止することにあつた。しかし、目前に累積した過大な藩債返済の履行は小農民経営の確定がもたらす貢租収

天保・弘化期における加賀藩財政と藩債返済仕法の構造（田畑）

納の拡充を待つことなく押進めねばならない困難性をもつていた。
 小稿では加賀藩の天保改革期と、それを継承すると見られている弘化期において、貢租収納源の拡充をなしとげ得ないままの藩財政のなかでおこなわれた、藩債の返済実施について検討し、それがもつ藩政史上の意義を考察することにある。

注(1) 上原孟雄『封建社会崩壊過程の研究』(弘文堂書房)、七八頁。
 (2) 『岡本氏日記』(飛見丈繁編・刊『越中古文抄』、一〇二頁)。
 (3) 拙稿「寛政・享和期における加賀藩財政の構造について」、『地方史研究』一一二号)。
 (4) 蔵並省白「加賀藩政改革史の研究」(世界書院)、二二八頁と二三三頁。
 (5) 青木虹二『百姓と探の年次的研究』(新生社)、二三頁。「年代別国別百姓・探件数」によれば、天保期には越中・能登・加賀で九件の農民一揆がおき、この件数は文化期の一四件、安政・元治期の一一件に次いで多かったことが知られる。
 (6) 「天保四年分御取箇并御物成調理書上申帳之写」(『加賀藩史料』第一四編一頁、三九五頁)。

第 1 表 天保6年の加賀藩債銀高内訳表

藩債内訳	地域区分	藩領分	大坂分	江戸分	合計
(1)	高残銀元賦年足利無		3万9215貫	722貫	3万9937貫
(2)	高残銀元賦年足利無	5987貫	2万4952貫	4534貫	3万5473貫
(3)	高残銀元調達新以来夏当	1500貫	4300貫	3600貫	9400貫
(4)	高残銀元納上金蔵御			7045貫	7045貫
(5)	合計	7487貫	6万8467貫	1万5901貫	9万1855貫
(6)	割合	8%	75%	17%	100%

注(1) 表示数未滿切捨。
 (2) 江戸分は金計算であるが、銀に換算して表す。
 (3) 「天保6年惣御借財御仕法内調理帳」より作成。

藩債は、藩領内における銀七四八七貫余、大坂における銀六万八四六七貫余、江戸における銀一万五九〇一貫余などからなり、その割合をみると、それぞれ八・七五％・一七％となっている。しかも、表中の(3)の「当夏以来新調達銀高」という、最新の天保六年の藩債も、江戸が銀三六〇〇貫余と大きくなりつつあったことをうかがわせるものの、大坂が銀四三〇〇貫余と最も大きかった。これは加賀藩の借財が隣藩の福井藩などと異なる

天保・弘化期における加賀藩財政と藩債返済仕法の構造 (田畑)

(7) 拙稿「寛政・享和期における加賀藩財政の構造について」(『地方史研究』一一二号)。以下の行論中、特注のない寛政・享和期の引用はすべてこの拙論による。

(8) 「天保六年しらべ御平年御出納凡図り」(『加越能文庫架蔵文書』金沢市立図書館)。この史料は文政八年以降の一〇年間の平均値で作成してあるので、文政・天保初期の状況をあらわすとみてよいだろう。以下の行論中、特注のない文政・天保初期の引用はすべてこの史料による。また、以下の出典に特注のない史料はすべて「加越能文庫架蔵文書」(金沢市立図書館)である。

(9) 「天保五年簡見考」。
 (10) 拙稿「民衆感覚から見た藩政改革—加賀藩天保改革の一考察—」(『地方史研究』一二二号)を参照されたい。

二 藩債の動向

天保期になり、再び累増をはじめた藩債の規模と、その動向についてみることにしよう。

(一) 天保期の藩債

第一表に示したように、加賀藩の藩債は天保六年には銀九万一千八百五貫余になり、文政三年のそれよりも銀一万貫余も増大したことがわかる。

り、天保六年頃まで依然として大坂依存型であったことに変わりなかったことが知られよう。

ところで、加賀藩では藩債の累積を前に、天保六年、藩債の返済仕法を次のようにあらためた。

まず、藩債高の八%をしめる藩領内の藩債についてみると、「利足高下色々入交」った(2)の「利足立年賦元銀残高」の銀五九八七貫余はこれまで毎年銀二六六貫余返済していたが、「今般皆無利足ニ申渡し」て返済銀一〇〇貫余を削減し、元銀返済として毎年銀一六四貫余を支払うことになりこの返済銀高に「御米ニ而参千参百石引当」ることになった。また「利足七朱」の(3)の「当夏以来新調達銀高」一五〇〇貫は、「拾ヶ年賦計之御返済定」という約定を履行するため、「御米四千五百石充年々相渡、元利遂勵弁申」すこととした。だから、藩は藩領内における藩債の返済には、毎年米七八〇〇石をあて、「地払を以勘定仕」ることになった。この米高を石五〇匁で換算すると、銀三九〇貫ほどになり、藩領内における藩債高の五%余である。藩は毎年確実にそれぞれの返済を履行すると、(2)は約四〇年、(3)は約一〇年で完済することになる。

つぎに、藩債高の七五%をしめる大坂における藩債について見ると、藩は(1)の「無利足年賦元銀残高」の銀三万九二一五貫余には、毎年、元銀返済として銀二三五貫余を返

済していた。(2)の銀二万四九二貫余は、同じく元銀四八七貫余と利足七一六貫余の計一二〇三貫余を返済していた。合計すると、(1)と(2)の返済銀高は毎年一四三八貫余であった。そこで、藩は(2)を「今般無利足之分へ打込」み、(2)も(1)と同様に元銀のみの返済に変更したので、(1)と(2)の合計元銀高は六万四一六七貫余になり、毎年銀七七七貫余を支払うことになった。藩はこれまでの返済銀高より銀六六〇貫余、比率にして約四五%ほど削減し、返済銀高七七七貫余には、「御米壹万五千石充」をあてることにした。また、(3)の銀四三〇〇貫余には、藩は「御米壹万石充年々引当置、元利御返済」にあてることにした。このため、大坂における藩債銀高六万八四六七貫余の返済には、藩は毎年米二万五〇〇〇石をあて、「御米為積登、大坂御拂代を以て返済定可申」とあるように、大坂に廻米して支払うことになった。この米高は、石五〇匁で換算すると、銀一二五〇貫ほどになり、大坂における藩債高の二%ほどにあたる。藩は毎年それぞれの返済を履行すると、(1)・(2)は約八〇年、(3)は約一〇年で完済することになる。なお、大坂における藩債の返済には、ほかに「大坂御借財方へ為御登米運賃」として米三二〇〇石が必要なので、結局、藩は二万八二〇〇石をあてることになる。

さらに、藩債高の一七%をしめる江戸における藩債につ

いてみると、これまで藩は毎年、(1)の銀七二二貫余(金一万二〇三六兩余)には、一一八八兩余を返済してきた。同じく(2)の銀四五三四貫余(金七万五五七一兩余)には、元金四八一五兩と利足四八七二兩余の計九六八七兩余を返済してきた。このため、(1)と(2)に対する合計返済金高は一万〇七七六兩余であった。そこで、藩は(2)を「今般無利足之分へ打込」み、(2)も(1)と同様に元金のみの返済に変更した。(1)と(2)を合計した元金八万七六〇七兩余、銀高にして五二五六貫余に対し、藩は「凡參拾ヶ年賦程」で完済するため、毎年金二八八九兩余を支払うことになり、これまでの返済金高より約八〇〇〇兩、比率にして約七五%ほど削減したわけである。また、(3)の銀三六〇〇貫(金六万兩)には、藩は「御米壹万石充年々引当置、元利御返済」をほかり、(4)の幕府より借用した「御金藏金上納残高」の銀七〇四五貫余(金一一万七四二五兩余)には、元利ともに毎年金七七五八兩余を返済するため、「御米壹万石引当」することにした。このため、江戸における藩債高の銀一万五九〇一貫余(金二六万五〇三三兩余)の返済には、藩は毎年金二八八九兩余、銀高にして一七三貫余、および米二万石をあてることになった。「御渡米貳万石」は「地拂を以、代金相渡勘定仕」るので、返済米も石五〇匁で銀に換算すると一〇〇〇貫となる。毎年の返済銀高は一一七三貫余となり、

江戸における藩債高の七%ほどにあたっている。藩は毎年この返済をそれぞれ履行すると、(1)・(2)は約三〇年、(3)は約一〇年、(4)は約二〇年で完済することになる。

こうして天保六年、加賀藩では累積した藩債高九万一八五五貫余の返済仕法を変更した結果、従来の返済高より銀九〇〇貫余を削減し、毎年金二八八九兩余と廻米運賃米を入れた米五万六〇〇〇石で返済を履行することにした。このうち、現金は江戸の経常費からねん出し、現米は「御家中御借知米」をあてる予定であった。

この藩の藩債返済の特徴は、藩が藩債高の八%をしめる藩領内の藩債返済に返済米銀の一五%、七五%をしめる大坂の藩債返済に四五%、一七%をしめる江戸の藩債返済に四〇%をあてたが、すでにみたように、それぞれの藩債高に対して五%・二%・七%という不均等な返済であったことがわかる。すなわち、大坂における藩債高がもつとも過大にもかかわらず、返済高がそれほど多くなかったことを意味するが、その原因は藩が従来から累積した藩債である表中の(1)と(2)の返済には元銀の長年賦でのぞんだようにあまり多くの返済高をあてず、(3)のような新しい藩債の返済には利付短年賦でのぞみ、比較的多くの返済高をあてたことに求めることができる。これは、新設の藩債返済の履行が、さらに新たな藩の借財を可能にする途であり、藩財政

第 2 表 安政 5・6 年の加賀藩債銀高内訳表

藩債内訳	安政 5 年		安政 6 年		差引増減
	金額	割合	金額	割合	
分 分 分	1万0542貫	15%	1万1861貫	16%	+1319貫
城 国 坂	5万2647貫	73%	5万1526貫	72%	-1121貫
領 大 戸	8594貫	12%	8065貫	12%	-529貫
合 計	7万1783貫	100%	7万1452貫	100%	-331貫

注、(1) 表の数字端切捨する。
 (2) 江戸分は金計算であるが、銀に換算して表示する。
 (3) 「安政 6 年御算用場奉行より指出候御借財高等調理帳之写」より作成。

は「成限り御借返し等種々当座弁を以成共時日を送」る必要があったことを推測させていよう。

(二) 安政期の藩債

天保六年以降、加賀藩では変更した仕法にもとずく藩債返済を実施に移した。そこで、藩債はその後どのような動向をたどったかをみるために、第二表に天保六年から三〇年余を経過した安政五・六年の藩債の状況をしめした。

この表によれば、藩債高は天保六年のそれにくらべ銀高にして一万九一三六貫余、割合にして二二%の減少をみることにあり、銀高七万一千七三貫余になった。しかも、翌安政六年に

は、さらに三三一貫余が減少することからみて、藩は天保六年以降、着実に返済を履行し、藩債の総高を減少させていたことが知られる。

ここで安政五年の藩債の内訳をみることにしよう。まず藩領内における藩債銀高は、一万〇五四二貫余となり、天保六年のそれよりも銀高にして三〇五五貫余、割合にして四〇%ほど増大している。しかも、安政五年から翌六年にかけて、銀一三一八貫余も増加することからみて、藩領内における藩債は藩債総高の減少傾向のなかで、天保六年以降累増の途をたどり、藩債にしめる割合も一六%に達するようになった。

つぎに、大坂における藩債銀高は五万二六四七貫余となり、天保六年のそれとくらべ、銀高にして一万五八二〇貫余、割合にして二五%と大巾に減少していることがわかる。そのうえ、安政五年から翌六年にかけて、さらに一一二貫余も減少していることからみて、大坂における藩債の返済は着実に履行され、減少の一途をたどってきたことがわかる。しかし、天保六年に定めた返済高で計算すると、大坂における藩債は安政末年までに減少した銀高の二倍以上も少くならねばならなかった。藩債返済は一応の成果があったとはいえ、なお銀高・割合ともに圧倒的に大きなことになり変わりがなかった。

さらに、江戸における藩債銀高は八五九四貫となり、天保六年のそれとくらべ、銀高にして七三〇七貫余、割合にして四五%と大巾に減少してしていることが知られる。しかも、安政五年から翌六年にかけて銀五二九貫余も減少していることからみて、やはり江戸における藩債の返済も確実に履行されて、減少の一途をたどってきたことがわかる。

藩債にしめる割合は一二%とかわらないが、銀高・割合ともに藩領内の藩債を下まわるようになった。しかし、天保六年に定めた返済高で計算すると、江戸における藩債も安政末年までに減少した銀高よりさらに大巾な減少があっても良かったことになる。

このように見えてくると、加賀藩では天保六年以降、安政末年までに藩債の返済を履行するが、藩領外の藩債が漸減し、逆に藩領内の藩債が増大するという特徴をもちながら、藩債の総高を減少させてきたことがわかる。しかし、安政末年までの藩債減少高が予定したほど大きくないのは天保六年以降、藩領内から返済高を越える大きな新借財の累積、藩領外からは返済高を越えない程度の新借財の累積がそれぞれ繰返されたことを意味している。しかも、藩が新借財(又は借返し)調達を中心に藩領内にむけ、藩債を積極的に藩領民のうえに転嫁しはじめたものとみてよいだろう。

注(1) 田中彰『幕本の藩政改革』(瑞書房)、一三一頁によれば、長州藩の天保九年の藩債高は銀九万二〇二六貫余、

所三男「藩政改革と明治維新」(『社会経済史学』二二卷五・六号)によれば、尾州藩の天保一二年の藩債高は金一〇〇万両余であったこととくらべ、加賀藩の藩債がとくに多かつたわけではない。

(2) 森泰博「福井藩の大坂借金」(宮本又次編『商品流通の史的研究』ミネルヴァ書房)。また、渡辺隆喜「幕末期における延岡藩財政の特質」(『駿台史学』二三号)によれば福井藩のほかに、延岡藩なども江戸における藩債が大坂におけるそれよりも大きかったことが知られている。

(3) 加賀藩の借財の大坂依存型は天明期に確定したと思われる。拙稿「寛政・享和期における加賀藩財政の構造について」(『地方史研究』一一一号)を参照されたい。

(4) 「天保六年惣御借財仕法内調理帳」から見ることにする。

(5) 「天保六年しらへ御平生御出納凡四り」の大坂廻米払代銀の米価による。

(6) 江戸は金だてであるが、他との比較の都合上、銀だてになおした。

(7) 「天保五年前見考」。

三 藩財政の構造

天保六年から再び開始された過大な藩債の返済は、天保弘化期の藩財政のなかで、どのような意味をもつのかを見ることにしよう。

(一) 藩財政基盤

加賀藩の実際の領有高をしめす草高は、天保九年には一三五万八二二六石余となり、増大の傾向にあった文化一〇年のそれより、さらに一万七〇〇〇石ほど増加をみている。この草高のなかから、家臣団の「給人知高」七二万八九二五石余、「寺社領高」三三万七三三石余、「十村等御扶持高」八八六石余を除くと、藩が貢租収納の対象とする蔵入地高は残り六三万四七四二石余であった。この蔵入地高は文化一〇年のそれよりも約四万五〇〇〇石ほど増加し、草高の増加を上まわることからみて、給人知高の一部の組込みもあったことが推測される。しかし、天保九年の蔵入地高には「検地引高等除之」草高が一萬九五〇六石余もあるのですが、実際に貢租徴収の可能な草高は五万五二三五石にすぎず、かえって文化一〇年の時よりも約八万石も低下していることがわかる。だから、蔵入地高は加賀藩が領有する草高の約三八%にとどまり、藩財政基盤は拡大するどころ

天保・弘化期における加賀藩財政と藩債返済仕法の構造(田畑)

第3表 天保・弘化期における加賀藩の歳入・歳出決算表

		天保11年		嘉永元年	
現米部門	現米	1 資租	23万2875石	25万4000石	
		2 諸借	2万7340 "	3万0956石	
		3 借返	6万1000 "	5万5170 "	
		4 計 (A)	32万1215石	34万0126石	
	支門	1 定式	9万7995石	9万6331石	
		2 引替	17万5000 "	1万4000 "	
		3 改作	1万0000 "	2万6450 "	
		4 作難	2万5000 "	1万1200 "	
		5 不定	5127 "	5274 "	
		6 式現	3万7574 "	5万0350 "	
		7 大廻	1万1000 "	7万7000 "	
		8 江米	1万8500 "	1万8260 "	
		9 江不	5万6000 "		
		10 足銀	7万4800 "		
		11 江調	5000 "		
		12 調達	5000 "		
		13 松田	3000 "		
14 大坂		3万5000 "			
15 三木		8000 "			
16 谷等		1万0240 "			
17 計 (B)	40万3996石	35万2105石			
現銀部門	現銀	1 大坂	2805貫	4410貫	
		2 諸方	4330 "	4330 "	
		3 算用	3000 "	4660 "	
		4 計 (a)	1万0135貫	1万3400 "	
	支門	1 御江	4800貫	7150貫	
		2 京大	7320 "	7655 "	
		3 御三	700 "	800 "	
		4 江二		187 "	
5 江二		1679 "			
6 江二		965 "			
7 江二		890 "			
8 計 (b)	1万2820貫	1万9326貫			
現米部門収支(C)=(A)-(B)		- 8万2781石	- 1万1979石		
現銀部門収支(c)=(a)-(b)		- 2685貫	- 5926貫		
総収支(D)=(C)+(c)		- 6824貫	- 6645貫		

注(1)「天保11年御米銀御出納方大綱図り」・「嘉永元年御米銀御出納方大綱図り」より作成。(2)(D)は史料にないが、米価を天保11年石50匁、嘉永元年石60匁として算出した。

ろか、逆に狭小にある傾向を指摘することができよう。こうした藩財政の基盤のなかで、藩債返済を履行しながら運営された天保・弘化期の藩財政の状況について、算用場が試算した歳入・歳出決算をしめす第三表から見ることにしよう。なお、加賀藩の財政は現米・現銀の両部門で構成しているので順次みることにしたい。

(一) 現米部門の収支

まず、現米部門の収納方からみることにしよう。収納方の(1)の「資租収納米」は天保十一年には二万二千八百七十五石余であるが、天明八年の二万三千石余、寛政元年の二万三千石余、享和三年の二万三千石余などとくらべてあまりかわらず、さらに文政・天保初期の年平均二万四千八百八十八石余にも近似していることからみても、近世中期以降の加賀藩の平均的な水準にあり、嘉永元年には二万五千四〇〇石と若干増加していることがわかる。この兩年の貢租収納米高はすでにみたように、蔵入地高が五万石台に減退していることを考えると、農民からの収奪率が五〇%に近くかなり高かったことをしめしている。

(2)の「諸返上米」は、兩年とも三万石前後である。延享・天明期から寛政・享和期にかけて約一万石前後であったものが、文政・天保初期になると年平均二万九千二百三十三石に増

大し、兩年ともこの増大した規模にあることがわかる。これは、藩が諸貸与米の回収を積極的におしすすめた結果と思われる。(3)の「借知米」は、天明八年に五万石余であったものが、寛政初期に三万石余に低下し、享和期から文政・天保初期に五万石余と増大した。兩年は六万石前後にあるので、さらに二〇%ほど増加したことになる。

こうして、(4)の総収納米高は天保十一年には三万石台、嘉永元年には三四万石台となり、近世中期以降のなかでも、かなり高い水準にあったといえよう。この収納方の拡大は、藩領民や家臣団の犠牲のうえに実現し、それによってのみしか方法がなかったことをしめすとみてよいだろう。

つぎに、支出方をみることにしよう。支出方の(1)の「定式渡米」は天保十一年には九万七九百九十五石あり、藩主一族の生活費や藩政経常運営費のほかに藩が特産物を独占するため、生産者に飯米として支給する「搦手米」・「素麴代米」二万九千八百石などを含んでいる。嘉永元年は九万四千三百七十五石あり、天保十一年と規模がかわらず、こまかい費目・数量に異なるところがある。この(1)は寛政・享和期の一三万石前後とくらべてみると、かなり減少

天保・弘化期における加賀藩財政と藩債返済仕法の構造(田畑)

するなかで逆に「塩手米并素麩代米」が少し増加の傾向にあるが、藩は支出米と引きかえに余分に特産物を獲得し、その販売によって現銀部門の収納銀を増加することになる。

(2)の「引替所調達方渡米」は天保一一年に一万五〇〇〇石、嘉永元年に一万四〇〇〇石と、ほぼ同じ規模にある。この費目は、文政九年以来発行されている「銀伸預手形」という、事実上の藩札の引替準備銀にあてられるものである。藩はこれによって、藩領内における「銀伸預手形」を円滑に流通させて、藩領内に流通する現銀の吸収をはかった。しかし、この(2)はかならずしも本来の目的に使用されず、流用されることが多かったようである。

(3)の「改作所別除米并粗納代米」は、天保一一年には一万石、嘉永元年には二万六四五〇石であるが、寛政・享和期に「特別除置米」として最高二万二〇〇〇石余、最低五〇〇〇石計上されていたものと同じ性格をもち、藩が大凶作に備えた救荒備蓄米である。各年によってかなり異なるので、一概に天保期から嘉永期にかけて増大したとみることはできない。

(4)の「作難諸手当貸米」は貧窮化した小農民の再生産を維持するために藩が投与する支出米である。天保一一年には二万五〇〇〇石、嘉永元年には一万二二〇〇石であるが、寛政・享和期のそれより大巾な減少にあった。

(5)の「不時手当償米」には「引免米」も若干含めてあり兩年とも五〇〇〇石ほどである。

この(3)・(4)・(5)は、藩が農民収奪の強化によって収納米の増大をはかるかたわら、過度の収奪による農民経営の崩壊を阻止するため、貧窮な小農民層に投与をよぎなくされる支出米である。天保一一年には三万六〇〇〇石、嘉永元年には四万四〇〇〇石ほどであり、総収納米高のそれぞれ一・一%・一三%ほどにあたっているが、寛政期以降かなり減少し、さらに文政・天保初期の年平均五万石よりもさらに少なく計上されている。

(6)の「定式現銀并延拂米」は「諸向現品御拂米之分」とあることからみて、すでにみた「塩手米并素麩代米」と同様、藩が特産物などを独占するため、生産者に飯米として給与した支出米である。だから、「此代銀御算用場上り銀之内へ入立置」とあるごとく、支出米のみかえりとして代銀が現銀部門の収納方に入るわけである。寛政・享和期には一万石未満であり、文政・天保初期には年平均二万八〇八二石であったことを考えると、天保一一年には、三万七五七四石、嘉永元年には五万〇三五〇石となり、大巾な増大の傾向にあったことがわかる。

(7)の「大坂并江戸廻米」は、藩が藩領外から現銀を獲得するため、藩領外へ廻米して販売する支出米であり、「此

代銀も御かね凶申之所へ相立有之」とあるように、藩の現銀部門の収納方に入るわけである。江戸廻米は天保一一年にはなく、嘉永元年には四〇〇〇石が計上されているにすぎないので、この費目はすべて大坂廻米と考えてよいだろう。大坂廻米は、延享元年の一三万石余、寛政・享和期の一〇万石から七万石余、さらに文政・天保初期の年平均五万一〇一六石余と減退を続け、天保一一年にはそのまま変わらず五万一〇〇〇石と低位にあったが、嘉永元年にはようやく七万四〇〇〇石ほどに増加する傾向にあったことがわかる。しかし、この程度の大坂廻米量は加賀藩が藩領外から現銀を獲得する能力がもはやあまり大きくなかったことになろう。

(8)の「廻米運賃米并扶持米」は大坂廻米にともなう運賃米、および藩の江戸・大坂屋敷につめる「諸人御扶持方」の支出米であり、いわば経常的経費である。兩年とも一万八〇〇〇石ほどあり、ほとんど変わることがない。

(9)以下の費目は藩債返済の支出米である。天保一一年には(9)の「江戸大坂年賦米」五万六〇〇〇石、(10)の「不足銀調達返済米」七万四八〇〇石、(11)の「江戸新借渡米」五〇〇〇石、(12)の「調達銀返済渡米」五〇〇〇石、(13)の「松田治左衛門年賦米」三〇〇〇石の計一四万三八〇〇石が累積した藩債の返済に計上された支出米である。このうち(9)は

天保六年に定めた、それまでに累積した藩債の返済米で、家臣団からの借知米をあてるものであった。(10)は「去暮が当卯御収納米御払米ニ相成候迄之内」の不足を藩領内や大坂で調達した借財、すなわち、天保六年以降、新たに累積した藩債の返済米である。(11)も(10)と同様に、やはり天保六年以降、江戸で借財した藩債の返済米である。(12)は「去申年凶作ニ付御用捨米ニ相成候給人切手引当」で得た借財、すなわち、天保七年に生じた藩債の返済米である。(13)はやはり天保六年以降、撰州の松田治左衛門から借財した藩債の返済米である。だから、藩債返済は天保六年に定めた金二八八九兩と五万六〇〇〇石から、その後、五年ほどの間に、八万七八〇〇石も増大するようになったわけである。

天保一一年における藩債返済米高は、同年の貢租収納米高の六〇%、総収納米高の四四%にたつするという過大なものであった。嘉永元年には(10)の「大坂年賦渡米」三万五〇〇〇石、(15)の「三國年賦渡米」八〇〇〇石、(16)の「木谷等地廻年賦米」一万〇二四〇石の計五万三二四〇石があり、天保六年以降の新借財も含む累積した藩債の返済米である。(14)は嘉永元年までに累積した大坂における藩債の返済米であり、(15)・(16)は同じく嘉永元年までに累積した藩領内における藩債の返済米である。嘉永元年における藩債返済米高は、同年の貢租収納米高の二八%、総収納米高の一五

％ほどにおよんでいることがわかる。

こうして、加賀藩では天保一年の88の総支出米高が四〇万三九六石余となり、現米部門の収支が「指引メ八万式千七百八拾壹石御不足」になる見込みとなり、また嘉永元年には88の総支出米高が三五万二一〇五石となり、現米部門の収支が「一万一九七九石の赤字になる見込みであった。天保二年の現米部門の赤字が大きいのには、藩債の返済をすべて現米部門の支出方に計上して、現銀部門の支出方に計上してないためであり、嘉永元年の現米部門の赤字が少ないのは、藩債の返済をすべて現米部門の支出方に計上せず、現銀部門の支出方にも計上していることにある。したがって、藩債返済の規模は兩年とも現銀部門の収支をも含めた、全歳入・歳出の決算によることは言をまたないであろう。それにしても、藩債返済米は農民からの貢租米収奪および家臣団からの借知の強化と逆に農民救恤米の削減とによって捻出されていることが知られよう。

(4) 現銀部門の収支

まず、現銀部門の収納方からみることにしよう。

収納方の(1)の「大坂廻米拂代銀」は、すでにみた現米部門の支出方の(7)による収納銀である。天保一年の廻米は五万〇〇〇石で、販売代銀は米価が一石につき銀「五五匁

り」で計算されているので、二八〇五貫ほどになっている。嘉永元年の廻米は江戸廻米の四〇〇〇石を除く大坂廻米が七万三〇〇〇石あり、販売代銀は米価が一石につき銀「六拾匁四厘」で計算され、四四一〇貫ほどとなっている。天保末年の大坂市場における加賀米の相場は毎年一石につき六〇匁あり、弘化期のそれは毎年七〇匁ありであったので、大坂廻米販売による藩の収納銀高は兩年とも見込みより若干の増加があったことがわかる。しかし、いずれにしても、大坂廻米販売代銀は寛政・享和期とくらべて同程度にあるものの、総収納銀高に対し、宝曆四年の約五〇％、寛政・享和期の四〇～五〇％から三〇％ほどに比重が低下している。

(2)の「諸方土蔵上納銀」は、藩が藩領内から収納した小物成銀・春秋夫銀・運上銀などの貢租の現銀収納分である。これは兩年とも銀四三三〇貫と固定しているが、寛政・享和期の三五〇〇貫前後、文政・天保初期の年平均四三〇〇貫とくらべて、増加の途をたどり、兩年とも大坂廻米販売代銀に匹敵する大きさをもっている。

(3)の「算用場上納銀」は、現米部門の支出方でみたように、(1)に含まれる塩や素麴、および(6)の「定式現銀并延拂米」などの支出によって獲得した収納代銀である。とくに支出米の増加傾向を反映して、銀高は増大し、兩年とも総

収納銀高の三〇％を占めている。

こうして、(4)の総収納銀高は、天保一年には銀一万〇一三五貫となり、寛政・享和期および文政・天保初期より増加し、さらに嘉永元年には一万三四〇〇貫と増大することになった。しかし、総収納銀高の増加部分は、(1)の「大坂廻米拂代銀」の増加にあるのではなく、(2)の「諸方土蔵上納銀」や(3)の「算用場上納銀」の増加にある。これは加賀藩の現銀収納が藩領外より、藩領内にウエイトを移してきたことを表わしているとともに、現米収納は勿論、現銀収納という形でも藩領民の収奪がより強化されたことをしめしている。この傾向は文政期ごろから始まっていたとみてよいだろう。

つぎに、現銀部門の支出方をみることにしよう。

支出方の(1)の「御用人用銀」は藩領内における支出銀高で藩主・一族の生活費や藩政の経常運営費である。この(1)の支出銀高は、延享四年が三三六〇貫、寛政七年が三四三三貫、文化十四年と文政三年と平均が三九一五貫、文政八年九年十年と平均が四三三七貫、と漸増し、天保二年には「不時御用人用銀」三〇〇貫を含めて四八〇〇貫となり、さらに嘉永元年には同じく七一五〇貫と急増するようになった。藩領内における支出銀高は減少するどころか、延享期以降、若干増加しながら、天保・弘

化期に急増したとみてよいだろう。藩主および一族の生活費の急増が考えにくいところから、これは藩政の経常的支出の膨脹にあり、藩領内の収奪の強化に比例して生み出された現象ではないだろうか。

(2)の「江戸入用銀」は江戸における支出銀高で、江戸における藩主などの生活費、および藩邸の維持費、詰人・被庸人の給銀などである。この(2)の支出銀高は、寛政・享和期が五〇〇〇貫前後、「文政八・九年之処」四三三〇貫、文政一〇年が五四〇〇貫となり、天保一年には「不時御入用銀」の六〇〇貫を含めて、七三二〇貫と急増し、さらに嘉永元年には七六五五貫となった。だから、江戸における支出銀高は、文政期以降停滞的であったが、天保・弘化期に膨脹するようになったことが知られよう。

(3)の「京大坂入用銀」は京都・大坂の藩邸の維持費、および詰人・被庸人の給銀が主なものである。宝曆一〇年以降、各年ともほぼ銀一〇〇〇貫程度であり、この傾向は天保・弘化期になっても変わらないことがわかる。

こうして、天保一年、(8)の総支出銀高は一万九三六二貫となり、総収納銀高から差引くと二六八五貫の赤字が出ることになる。天保一年の場合には藩債の返済がすべて現米部門の支出方でおこなわれていたので、現銀部門の支出方のなかには藩債の返済銀高の計上がないわけである。

これに対し、嘉永元年の場合は藩債の返済が現米部門の支出方にもみられるが、現銀部門の支出方にも計上されている。そのため、藩領内には、(4)の「御国三〇カ年賦銀」一八七貫、(5)の「御国当借利払銀」一六七九貫の計一八六六貫、および、江戸には(6)の「江戸二五カ年賦銀」九六五貫、「江戸当借利払銀」八九〇貫の計一八五五貫が藩債の返済にあてられ、その合計は銀三七二一貫ほどになる。この銀高を加えると、嘉永元年は(8)の総支出銀高が一万九三二六貫となり、総収納銀高より差引くと、銀五二九六貫の赤字がでることになる。

四 兩部門の収支構造

天保十一年、加賀藩財政の歳入・歳出の決算は、算用場の試算によれば、現米部門では米八万二千八一石の赤字、現銀部門では銀三六八五貫の赤字になることがわかった。現米部門の赤字米高を、史料にしたがい「石五拾目四り」⁽¹⁾で銀高に換算すると、銀四一三九貫余になり、これに現銀部門の赤字銀高を加えると、天保十一年の加賀藩財政の歳入・歳出決算の赤字は銀六八二四貫余にもなる。赤字銀高は同年の現銀部門の総収納高の六〇%以上にもおよびることになる。

また、同じように、現銀部門の赤字銀高を米に換算する

と、米五万三七〇〇石にあたり、これに現米部門の赤字米高を加えると、天保十一年の加賀藩財政の歳入・歳出決算の赤字は、米一三万六四八一石にもおよび、同年の現米部門の総収納高の四二%にもあたっている。この赤字米高を貢租として徴収して、藩が財政収支の均衡をはかるためには、草高三四万石ほどの蔵入地を新たに獲得するか、または蔵入地が不動とすれば、貢租米収奪率をさらに六〇%以上も一挙に引上げねばならない。

このような過大な赤字の原因は、天保六年に定めた藩債返済高の二倍以上におよぶ、現米部門の支出方を見た米一四万三八〇〇石に達した藩債の返済支出米高にある。もし、この藩債の返済支出米が不要になるとすれば、藩の現米部門の収支は逆に米六万一一〇九石余の黒字になるはずである。この黒字分の米高を大坂廻米にまわせば、現米部門の支出方の(6)の大坂廻米高は一万二〇一九石余と倍増になり、元禄四年の二〇万四八七三石⁽¹³⁾にはおよびないまでも、天明期や寛政期ごろの水準を回復することになる。この米高を一石につき銀「五拾五匁四り」で換算すれば、現銀部門の収納方の(1)の「大坂廻米拂代銀」は二八〇五貫から六一〇六貫余に増大する。そして、(4)の総収納銀高は一万三四三六貫余にもなり、大坂市場における米価の高騰を考慮に入れると、一万四〇〇〇貫にもなると思われ

る。こうして、藩財政の歳入・歳出の決算は、銀六〇〇貫ないし銀一〇〇貫ほどの黒字となり、均衡を保つことができるわけである。現米部門収納方の(3)の家臣団からの「借知米」は六万一一〇〇石も必要としなくなり、寛政・享和期から文政・天保初期なみの五万石ほどあれば良いことになって、家臣団の経済的犠牲もいくぶん緩和することができよう。

さらに、算用場が試算した嘉永元年の加賀藩財政の歳入・歳出の決算をみることにしよう。現米部門の収支では米一万九千九百九十石の赤字、現銀部門の収支では銀五九二六貫の赤字になることがわかった。現米部門の赤字米高を、「石六拾目四り」で銀高に換算すると銀七一九貫余になり、これに現銀部門の赤字銀高を加えると、嘉永元年の歳入・歳出決算の赤字は銀六六四五貫余になる。赤字銀高は同年の総収納銀高の五〇%以上にもおよびることになる。

また、同じように、現米部門の赤字米を米に換算すると米九万八〇〇〇石ほどにあたり、これに現米部門の赤字米高を加えると、嘉永元年の歳入・歳出決算の赤字は、米一十一万石ほどにもおよび、同年の総収納米高の三〇%以上にもあたっている。この赤字分は天保十一年の赤字高にくらべ総収納米銀高に対する割合がやや減少しているものの、ほぼ同じ規模にあったとみてよいだろう。

天保・弘化期における加賀藩財政と藩債返済仕法の構造 (田畑)

この過大な赤字の原因は、天保十一年と同様に現米部門の支出方の(5)・(6)の計五万三二四〇石におよぶ藩債返済のための支出米と、現銀部門の支出方の(4)・(5)・(6)・(7)の計三七二一貫におよぶ藩債返済のための支出銀にある。藩債返済高をすべて米高に換算すると、やはり天保六年のその二倍以上にもなる。天保十一年と同様に、もしこの藩債の返済支出米銀が不要になるとすれば、藩の現米部門の収支は米四万一二六一石の黒字になり、現銀部門の収支は銀二二〇五貫の赤字になる。そこで、黒字分の米高を大坂廻米にまわせば、現米部門の支出方(6)の「大坂廻米」は一万四二六一石と増大し、一石につき銀「六拾匁四り」で換算すると、現銀部門の収納方(1)の「大坂廻米代銀」が四四一〇貫から六八八五貫と増大するようになる。このため、(4)の総収納銀高は一万五八七五貫ほどにもなり、大坂市場の米高の高騰を考慮に入れれば、銀一万六〇〇〇貫以上にもなると思われる。こうして、現銀部門の収支決算は銀三〇〇貫以上の黒字となり、藩財政の歳入・歳出の決算は均衡を保つことができるわけである。黒字分にあたる米高のみでも経済的に窮迫している家臣団からの借知率を引下げることができよう。

このように見ると貢租米銀その他の増収と農民の救恤米削減の特徴をもつ天保・弘化期の加賀藩財政は、藩債

の返済を履行しないとすれば、歳入・歳出決算が均衡し、藩債返済を履行すると、過大な赤字を生む構造であったことがわかる。しかし、加賀藩では三都における約八〇〇〇貫におよぶ幕府貨幣の支出の強制があるかぎり、その貨幣の大半を大坂や江戸で獲得せざるを得なかったであろう。三都の支出に使用する幕府貨幣の円滑な入手をはかるためには、藩債返済の不履行によって藩財政収支の均衡をはかることは不可能であったとみてよいだろう。そこで、加賀藩では過大な藩債返済を履行して、藩債の累積の阻止、または減少をはかるとともに、なお藩財政の歳入・歳出決算の均衡をも同時にはからねばならなかったわけである。

注(1) 天保九年の「藩財政基盤」についての特注のない引用は、すべて「天保九年分御取箇并御物成調理帳」による。

(2) 文化十一年の「藩財政基盤」については、拙稿「寛政・享和期における加賀藩財政の構造について」(『地方史研究』一、一〇号)を参照されたい。

(3) 天保十一年の歳入・歳出についての特注のない引用は、これ以下すべて「天保十一年御米銀御出納方大綱図り」による。なお、この史料は「歴史研究」一〇五号に「天保期における加賀藩財政の動向」として紹介したことがあることを断っておきたい。

(4) 宝暦・天明期についての特注のない引用は、すべて拙稿「宝暦・天明期における加賀藩財政の意義」(『史苑』一〇五号)による。

稿「宝暦・天明期における加賀藩財政の意義」(『史苑』一〇五号)による。

(5) 嘉永元年の歳入・歳出についての特注のない引用は、これ以下すべて「嘉永元年分御出納大綱御図帳」による。この史料は、主要項目が弘化二年・同四年の三年間の平均値で成り立っているもので、弘化期の状況をあらわすとみてよいだろう。

(6) 若林喜三郎「加賀藩農政史の研究」(下巻) (吉川弘文館)、二五七頁。農民が余計に諸返上米を上納することを指摘している。

(7) 土屋喬雄「封建社会崩壊過程の研究」(弘文堂書房)、二八八頁。

(8) 豊田・小葉田・森・宝月監修『説史総覧』(人物往来社)、七七四頁と七七五頁。

(9) 「嘉永元年御出納根元調理大綱御算用場奉行相達候分」。

(10) 同 右。

(11) (3)の史料では、大坂廻米払の米価を五五匁、藩領内の米価を五〇匁としているので、そのまま用いた。

(12) 田中彰「幕末の藩政改革」(塙書房)、一三二頁によれば、長州藩の天保九年の元利年賦償還額が経常歳入高の三倍強もあり、さらに大塚徳郎「仙台藩の財政についての一考察」(『史潮』一五五号)によれば、仙台藩の天保初年の借財返済が支出総額の三分の一をしめていたといわ

れている。

(13) 若林喜三郎「加賀藩農政史の研究」(上巻) (吉川弘文館)、三一九頁。

(14) 渡辺隆喜「幕末期における延岡藩財政の特質」(『戦国史学』二三号)によれば、延岡藩の嘉永二年の藩債返済高は取納高の五六%余にあつたといわれている。

四 藩財政均衡策の動向

天保・弘化期の加賀藩財政は、過大な藩債返済の履行によって大きな圧迫を受け、大巾な赤字を計上しなければならなかったが、この赤字をどのように処理したであろうか。

(一) 「半知借上」による藩財政均衡策

天保十一年、算用場は藩財政の歳入・歳出決算の赤字を解消するため、「御不足多付、当子年にも半知御借上有益候へば、当時之御借上米之外、拾万四千石斗増上相成、此代銀五千七百貫目斗有之付、右御不足高と指引して、今迄千百式拾四貫五拾目斗之御不足と相成略依而半知御借上有益候、而もまた過分御不足と相成申儀御座候」とのべているように、家臣団から知行高の五割を借上げると「半知御借上」にもとづく歳入・歳出決算を試算している。しかし、それでも、銀一・二四貫の赤字が出る

ことを余儀なくされていたことがわかる。このため、藩財政の歳入・歳出決算の均衡は、単に「半知御借上」を実施すれば実現するというわけにはいかなかった。半知借上を実施するにしても、やはりまず財政支出の削減をはかる必要があつた。

そこで、すでにみた第三表の天保十一年の項目のなかで現米部門の支出方の(9)の「江戸大坂年賦米」の五万六〇〇〇石のうち、二〇%にあたる一万三〇〇〇石を削減し、この費目の支出米として残り四万三〇〇〇石をあてて、「渡高」にした。さらに、(10)の「不足銀調達返済米」の七万四八〇〇石のうち、五〇%にあたる三万七八三〇石を削減し、この費目の支出米として残り三万六九七〇石をあて、(11)の「江戸新借渡米」の五〇〇〇石うち、「当年之渡方参千石」を削減し、「調達銀返済渡米」の五〇〇〇石のうち、「当年之所、式千石御払仕」り、三〇〇〇石を削減した。こうして、現米部門の支出方のなかで、削減された米高は藩債の返済に計上された一四万石余の四〇%にあたる五万五八三〇石である。この藩債返済にあてる支出米の削減は、少なくともその分だけでも藩債返済の不履行、遅滞、および借返しをおこして藩債を累積することになる。

そのうえ、現米部門の支出方のうち、(4)の「作難諸手当

(田畑)

貸米」の二万五〇〇〇石は「当年御用無之ニ付かね不足の方へ入申図リ候」とあるごとく、小農民経営維持のために投与する支出米を流用して、現米部門の支出方の縮小をはかった。この流用した現米は「代銀図リ」にすると銀一二五〇貫になり、現銀部門の収納方にくみいられる。

この結果、天保十一年の加賀藩の歳入・歳出の決算は、現米部門では総収納米高が三二万一二一五石とかわらないが、総支出米高が三四万八二六六石に減少し、現米部門の収支決算を「指引して二万六千九百五拾壹石御不足」にとどめることができる。さらに、現銀部門では「総収納銀高が一万二三八五貫余と増大し、総支出銀高が一万二八二〇貫とかわりないが、その収支決算も銀一四三五貫の赤字になる。こうして、現銀部門の赤字一四三五貫を、すでにみたように一石銀五〇匁で「米三直」すと、米二万八七〇〇石ほどになり、これに現米部門の赤字二万六九五一石を加えると、天保十一年の加賀藩の歳入・歳出決算の赤字は現米一三万六四八一石から、その半分以上の五万五六五一石にまで減少させることができるわけである。赤字分がどのように減少すると、すでにのべたように、藩が家臣団から半知借上を実施すれば、「拾壹万四千石斗増上ニ相成」ることが試算されているので、半知借上まで実施しなくても、従来の借知率を引上げることによって、赤字の解消¹¹

債返済米高一四万三八〇〇石の支出も可能であったはずである。しかも、その返済米高は天保六年に定めた藩債返済高の金二八八九兩余と米五万六〇〇〇石の二倍以上におよび、この期間に返済された藩債はかなり巨額なものであったと思われる。しかし、半知借上は触るなかでも「御家中之人々々難澁之事ニ候」とあるごとく家臣団に過重な経済的負担をかけることになるので、長期にわたって実施することができなかつた。半知借上は三年間継続して中止になり、天保十一年借知米は天保初期ごろの借知率にほぼもどり、六万二〇〇〇石になった。このため、巨額な藩債の返済を継続すれば、第三表でみたように過大な赤字が出ることになるわけである。

(一) 「半知借上」中止後の財政均衡策

天保十一年、半知借上を中止した藩財政は、第三表で見たとように天保六年以降の新借財の累積がおこした藩債返済高の急増によって、銀六八二四貫ほどの赤字を計上する見込みであった。そこで、藩がこの赤字をどのように処理して、藩財政の均衡をはかったかを見るため、算用場が試算した天保十一年の歳入・歳出決算の赤字の内訳をしめす第四表から検討することにしよう。

(1)の「丑年九月迄銀図リ不足高」は、天保十一年一〇月

均衡財政を実現できるはずである。しかしこの方法は家臣団・藩領民・債権者に犠牲を与えることになる。

また、単に半知借上を実施するだけでは、銀一二四貫の赤字が出ることをみたが、(4)の「作難諸手当貸米」の流用によって銀一二五〇貫を得るので、藩は予定した藩債返済米一四万三八〇〇石を少しも削減することなく返済にあって、しかも藩財政の歳入・歳出決算の均衡を保つこともできるわけである。この方法は家臣団と藩領民に犠牲を与えることになる。

したがって、いずれの方法も長期にわたって強行すると藩体制の危機をさらに深化させることになる。

そして、天保十一年六月の触に「御勝手連々御難澁至極之處、近年凶作打続、其上品々無御據御物入相嵩跡御指引ニ付、天保八年ヨリ去年迄三箇年之間、御家中知行之内半知御借上、貳百石以下之人々等并役料知之内モ割合ヲ以御借上被仰付御用弁ニ相成、御喜悅被思召候；中略；当年之處、天保元年以來之御借上高之通役料等義ハ同五年被仰出候通夫々別紙割合書之通御借上被成候、御家中之人々々々難澁之事ニ候得ハ可為迷惑候得共無御據被仰出義候¹²」とあるように、天保八・九・一〇年の三カ年間、加賀藩では実際に家臣団から「半知御借上」を強行したことが知られる。そこで、この三年間は天保十一年の計上にみられる藩

から同一二年九月までの一年間の歳入・歳出決算の赤字高である。ただし、歳入には(2)の「借知米」、歳出には(2)から(4)におよぶ藩債返済高をふくまない、変則的な決算の赤字高である。だから、決算は貢租収納米銀高に対する藩政経常運営費や(2)から(4)にふくまれない藩債返済高の収支を示すと考えられる。この(1)の赤字高は九万六三五〇石、銀高にして(1)の四八一七貫余におよんでいる。

(2)の「大坂年賦米」一万五〇〇〇石、(3)の「大坂新借渡米」一万石、(4)の「同上二口運賃米」五〇〇〇石の計三万石、および(5)の「江戸年賦米」二万石、(6)の「領内年賦米」七八〇〇石は、天保六年に定めた大坂・江戸・藩領内に対する返済米高と規模がほぼ同じである。これを見ても、藩が天保六年までに累積した藩債は、変更した返済高によってその後着実に返済を履行していったことが知られよう。

(7)の「三国与兵衛返済米」四万石、(8)の「松田治左衛門年賦米」三〇〇〇石の計四万三〇〇〇石は、天保六年以降の新借財に対する返済米ということになるが、なかでも(7)の四万石は天保十一年の新借財であった。

(9)の「引替所渡米」一万五〇〇〇石は「銀仲預手形」発行のための引当準備米であり、(4)の「用捨米方返済米」二〇〇〇石は内容が明らかでないが、量的に少ないので、看過しても大過ないであろう。

第4表 天保12年加賀藩財政の赤字内訳表

項	目	数量(米・銀高)	
1	廿年9月迄銀高不足高	9万6350石	
内訳	(a) 平生方不足銀高	1702貫600匁	
	(b) 米高不足米高	300貫	
	(c) 引替所借米返済高	1500〃	
	(d) 同所9000石返済高	585〃	
	(e) 地廻年賦銀高	210〃	
	(f) 錢屋返済銀高	60貫	
	(g) 会所返済高	170〃	
	計		4817貫600匁
	2	大坂年賦米	1万5000石
3	大坂新借渡米	1万0000〃	
4	同上二口運賃米	5000〃	
5	江戸内年賦米	2万0000〃	
6	領内年賦米	7800〃	
7	三國与兵衛返済米	4万0000〃	
8	松田治左衛門年賦米	3000〃	
9	引替所借米返済米	1万5000〃	
10	用捨米方返済米	2000〃	
11	合計 (A)	21万4140石	
12	借知米 (B)	5万6000〃	
13	差引 (B)-(A)	- 21万4150石	
14	代銀 (石50匁四)	7907貫500匁	

注 (1) 項目中の廿年は天保12年である。
 (2) 「天保12年御算用場奉行指届御図帳等大略」より作成。

こうして、天保一二年の歳入・歳出決算の赤字は、(1)から(10)までを合計した額の二万四一五〇石から(4)の「借知米」一五万六〇〇〇石を差引いた、残り(3)の一五万八一五〇石、銀高にして七九〇七貫余になることが試算された。

ところで、この赤字銀高のなかで、(1)の(a)・(b)・(d)の藩政諸機関を通して吸収した計二二五五貫を、天保一二年に藩が借返すとすると、実質的に赤字銀高は五六五〇貫ほど

(1)貫も借返して加えると、計三三一〇貫ほどになり、赤字銀高の補填がほぼ可能であったことが知られよう。

同様に、天保一一年の赤字銀高六八二四貫についても見てみよう。第三表で見たと同様に現米部門支出方の(2)の「引替所調達渡米」、(3)の「改作所別除米并稗納代米」、(4)の「作難諸手当貸米」として計上した計五万石、銀高にして二五〇〇貫ほどになる。さらに、第四表の(1)の(a)・(b)・(d)の計二二五五貫の返済高の計上は、前年の天保一一年に藩が借財して調達したことを示すので、この銀高も差引くと、残り赤字銀高は約二〇〇〇貫ほどに減少することになる。そのうえ、第四表の(7)の三國与兵衛への四万石、銀高にして二〇〇〇貫の計上はやはり、前年の天保一一年に藩が借財して調達したことを示すので、この銀高も残り赤字銀高から差引くと、ほぼ赤字銀高はなくなることになる。

このように見てくると、「半知借上」中止後の加賀藩の財政均衡策は貢租収納米銀高・借知米高の増収強化によって捻出することは勿論であるが、第一に小農民の再生産維持に投与する、いわば救恤米の徹底した赤字補填への流用である。第二に、引替所などの藩政諸機関を通じておこなう現銀吸収と、その引当準備米の流用であり、算用場奉行が

天保・弘化期における加賀藩財政と藩債返済仕法の構造 (田畑)

に減少する。さらに、(9)の一五五〇〇石は、「御平生方御不足御弁方無之故、御借財方へ相立申候而、御平生方可也御府合之図ニ相成居申候」とあるように、「引替所」の「銀手預手形」の発行準備米にあらず、また第三表の天保一一年・嘉永元年の現米部門支出方の(3)にあたる「稗納一万石之分」も流用し、計二万五〇〇〇石を赤字補填にあてたことがわかる。そのうえ第三表の両年にみられる(4)の「作難諸手当貸米」、(5)の「不時手当貸米」が少くとも嘉永元年なみの二

万石はあったと思われるので、これも赤字補填に流用すると、赤字補填流用米高は計四万五〇〇〇石になり、銀高にして二二五〇貫になる。このため、赤字銀高は三四〇〇貫ほどに減少するが、この分は藩領内からの借返しでまかなうことになる。すなわち、第四表の(7)にみられる三國与兵衛に四万石を返済し、藩では同人より金四万両、銀高にして三〇四〇貫の「三國借返」を見込んでいた。これに(1)の(9)の「地廻年賦銀高」二一〇貫、(9)の「錢屋返済銀高」六

「近來、銀手形引替様之銀も御手薄ニ相成、諸向平等之引替ハ相止居申候：略：當時通之銀手形ハ皆以御上之御借財御座候故、彼是引替候へハ誠ニ莫大至極之御借財高ニ相成居、如何共被成方無御座御場合と奉存候」とのべていることからも知られよう。第三に藩領内外からの新借財の借返しで、これは実際には利払高の累積のみにとどめることができる。第三表の嘉永元年の藩債返済米銀高は、天保六年のそれとくらべて見ると、銀高にして藩領内が三九〇貫から、現米部門支出方の(5)・(6)、現銀部門支出方の(4)・(5)の合計二九六〇貫と七倍以上も膨脹し、なかでも利払銀高の急増をみることができる。同じく、大坂が米二万五〇〇〇石から、現米部門支出方(4)にみられる三万五〇〇〇石と三〇%増加し、江戸が銀高にして一一七三貫から、現銀部門支出方の(6)・(7)の合計一八八五貫と四〇%増加していることがわかる。これは、すでに指摘した第二表が示すように安政末年の藩債高のうち、藩領内が増大し、藩領外が減少する動向とあわせて考慮すると、毎年、藩領内では天保六年に定めた藩債返済高をこえる新借財およびその借返し、大坂・江戸では藩債返済高をこえない範囲でそれがおこなわれたと見て良いだろう。

だから、「半知借上」中止後の加賀藩財政の均衡は、まったく藩領民の犠牲の強化のうえにのみ成り立っていたと

いって過言ではないであらう。

- 注(1) 「天保一二年御米銀御出納方大綱図り」。以下の行論中、特注のない引用はすべてこの史料による。
- (2) 史料には「指引して壹千八百六拾貫目斗御不足」とあるが、計算に誤りがあるので、計算値を用いた。
- (3) 「典制彙纂」(『藩法集』4—1、三〇九頁)。
- (4) 「天保一二年十月の寅九月迄之御手操御不足高等丑二月御勝手方之人々差出候書」。
- (5) 「天保一三年米を以取扱可申御借財廉々凡見図り」。
- (6) 「天保一四年算用場奉行覚書」。
- (7) 「天保一四年山崎守衛等心付書」によれば「去春大坂ニ而三万兩御調達之方へ七万石充四ヶ年御渡、午ノ年ニ而相済、同年春重而五万兩斗御調達之図り、此分未ノ年々七ヶ年斗御返済と見図り図」とのべていることにある。
- (8) 「渡辺新藏登坂ニ付心組之書取」のなかで、「三国之儀も只今之所専御用立罷在候へハ、此者手放ハ難成御座候間、追而大坂手丈、夫ニ相成候へハ三国之儀ハ次ニ付候」とあるように、当時、三國与兵衛が藩の依存する新借財の中心的負担者であったことをしめしている。

五 まとめ

これまで、煩雑な数字の解説を続けてきたので、ここで

要約しておこう。

加賀藩では、天保中期までに累積した過大な藩債の返済にせまられていた。藩債返済高は莫大な支出米銀高にあたり、加賀藩の財政を著るしく圧迫するものであった。このため、藩は財政基盤が狭小化するにもかかわらず、零落する藩領民から過重な貢租米銀高、窮迫する家臣団から借知米の、それぞれ収納を強化すると共に、藩領民の再生産維持に投下する救恤米もできるだけ削減した。しかし、こうして捻出した米・銀高だけでは、藩債返済を履行することができず、藩財政は均衡を失い、大きな赤字を計上せざるをえなかった。

このため、藩は削減の傾向にある農民の救恤米の一部をさらに赤字補填に流用するとともに、家臣団から「半知借上」を強行して収納部門を拡大し、ようやく藩財政の均衡を得ることができた。これは、農民の犠牲を増大するが、とくに家臣団に過重な経済的負担をかけることになり、「半知借上」を長期間継続することは不可能であった。

藩は短期間で「半知借上」の中止を余儀なくされ、再び藩財政は均衡が破綻して、大きな赤字を計上する見込みになった。そこで、藩は赤字補填のために、第一に、削減されながらも小農民の再生産維持に投与されていた救恤米を全面的に流用し、第二に、藩政諸機関を通じて藩領内に流

通する藩札の引替準備米流用と現銀の吸収、第三に藩領内外からの新借財、およびその借返しをおこない、特に藩領内からのそれは過大なものであった。

こうして見ると、天保・弘化期の加賀藩財政構造は、「百万石大名」の強権をもって藩領民、ときには家臣団からも強奪して得た収納、および犠牲をいわせして得た収納で藩債返済を遂行する方向で成立していたことが知られよう。だから、家臣団の窮迫の進化は勿論であるが、藩領民の深刻な窮迫の進化を露呈することになる。このため、天保・弘化期には領国経済の発展が低くならざるを得ず、したがって藩も経済発展を触発する姿勢があまりなかったといえよう。

この事態の解決の努力は、次の嘉永政権⁽³⁾以降にもちこまれることになる。

注(1) 若林喜三郎『加賀藩農政史の研究』(下巻) (吉川弘文館)、二九二頁。

(2) 藏並省自『加賀藩政改革史の研究』(世界書院)、二五一―二頁によれば、天保末年に「耕作人相減略：作手余之村々」ができたことを指摘している。

(3) 若林喜三郎『加賀藩農政史の研究』(下巻) (吉川弘文館)や藏並氏前掲書、水島茂「加賀藩嘉永期の藩政改革」(『地方史研究』六六号)などが天保・弘化期政権の破綻を克服する嘉永政権の革新性を認めている。

追記 小稿で使用した「加越能文庫」架蔵文書の閲覧にあたり金沢市立図書館の関係の方々からは多大の御配慮をいただいた。末筆ながら、ここに記して感謝申しあげたい。

なお、小稿は昭和四七年度文部省科学研究費奨励研究(A)による成果の一部である。

(群馬工業高等専門学校講師)